

証券コード 8179  
平成28年3月8日

株主各位

福岡市博多区那珂三丁目28番5号  
**ロイヤルホールディングス株式会社**  
代表取締役社長 菊地唯夫

## 第67期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、当社第67期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合には、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記株主総会参考書類をご検討いただき、同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示のうえ、平成28年3月28日（月曜日）午後6時までには到着するようご返送くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 平成28年3月29日（火曜日）午前10時〔午前9時開場〕
2. 場 所 福岡市博多区住吉一丁目2番82号  
グランド・ハイアット・福岡 3階 ザ・グランド・ボールルーム  
(末尾の株主総会会場ご案内図をご参照ください。)

### 3. 会議の目的事項

- 報告事項
1. 第67期（平成27年1月1日から平成27年12月31日まで）  
事業報告、連結計算書類ならびに会計監査人および監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
  2. 第67期（平成27年1月1日から平成27年12月31日まで）  
計算書類報告の件

## 決議事項

- 第1号議案 剰余金の処分の件
- 第2号議案 定款一部変更の件
- 第3号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）7名選任の件
- 第4号議案 監査等委員である取締役4名選任の件
- 第5号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬等の額決定の件
- 第6号議案 監査等委員である取締役の報酬等の額決定の件

以 上

- 
- ◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
  - ◎株主総会参考書類、事業報告、連結計算書類および計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト (<http://www.royal-holdings.co.jp>) に掲載させていただきます。
  - ◎株主総会終了後、同会場において株主懇談会を開催いたしますので、引き続きご参加くださいますようお願い申し上げます。なお、株主懇談会のご参加は、株主総会ご出席の株主様ご本人のみとなります。

(添付書類)

## 事業報告

(平成27年1月1日から平成27年12月31日まで)

### 1. 企業集団の現況に関する事項

#### (1) 事業の経過およびその成果

##### ① 事業の状況

当連結会計年度のわが国経済は、企業収益と賃金・雇用環境の改善が続く中、訪日外国人による消費が拡大するなど引き続き緩やかな景気回復基調にあるものの、生活物価の上昇等により消費者の生活防衛意識が高まりを見せていることや、海外経済の減速による影響等も見られることから、景気は足踏み状態にあるといえます。

当飲食業界におきましては、競合他社のみならず、他業種他業態との顧客獲得競争も激化するとともに、原材料費や人件費といった主要コストが高止まりし、顧客志向は、食の安全安心を含めた品質を重視する傾向が強まるなど、経営環境はより一層厳しさを増しております。

このような環境の下、当社グループでは、「日本で一番質の高い“食” & “ホスピタリティ”グループ」の実現に向け、平成26年11月に平成29年を最終年度とする中期経営計画「Fly to 2017」を策定いたしました。この中期経営計画は当社グループを取り巻く経営環境が大きく変化する中、持続的成長を目指すものであり、時代変化を十分に踏まえたホスピタリティビジネスの産業化を目指すものです。その初年度にあたる当連結会計年度におきましては、当社グループが有する多様な事業において、それぞれの強みと事業環境を踏まえ、「付加価値向上」「新規市場開拓」「効率性向上」という3つの視点から生産性の向上を図ると同時に顧客満足度の向上を図るべく、各種経営施策を着実に進めてまいりました。

これらの結果、当連結会計年度の売上高は130,327百万円（前年同期比+4.4%）、営業利益は4,899百万円（前年同期比+10.9%）、経常利益は5,021百万円（前年同期比+9.7%）となりました。また、特別損益として投資有価証券売却益287百万円および受取補償金225百万円を特別利益に、固定資産除売却損333百万円および固定資産の減損損失277百万円など総額634百万円を特別損失に計上したほか、法人税等2,007百万円を計上し、当連結会計年度の当期純利益は2,728百万円（前年同期比+46.2%）となりました。

招集し通知

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告書

株主総会参考書類

次に、事業の種類別セグメントの概況をご報告申し上げます。

### 【外食事業】

当社グループの基幹である外食事業におきましては、ホスピタリティ・レストラン「ロイヤルホスト」、天丼・天ぷら専門店「てんや」、ステーキ・ハンバーグ&サラダバー「カウボーイ家族」、ピザレストラン「シェーキーズ」、サラダバー&グリル「シズラー」などのチェーン店のほか、ビアレストラン、カフェ、各種専門店等の多種多様な飲食業態を展開しております。

主力の「ロイヤルホスト」におきましては、既存店舗の内外装と厨房機器への追加投資を継続するとともに、日本各地の美味しい食材をロイヤルホストの商品開発力と調理力で提供する“Good JAPAN”をテーマとしたフェアを実施し、品質重視の顧客志向に 대응してまいりました。また、4月にはロイヤルホストの沖縄初出店となる「ロイヤルホスト沖縄ライカム店」を出店するなど、2店舗を出店いたしました。

「てんや」におきましては、既存店舗において平成24年度から4年連続で前年売上を上回るなど好調に推移いたしました。また、国内直営店舗の他、国内外におけるフランチャイズ店舗の出店も進め、合計26店舗の出店を行い、着実に業容を拡大しております。

当連結会計年度におきましては、新規出店や原材料価格の上昇などに伴う費用増がございましたが、既存店舗が堅調に推移したことにより、売上高は62,892百万円（前年同期比+2.7%）、経常利益は3,112百万円（前年同期比+3.9%）となりました。

### 【コントラクト事業】

コントラクト事業におきましては、法人からの委託等により、空港ターミナルビル、高速道路サービスエリア、大型商業施設、オフィスビル、医療介護施設、百貨店、官公庁等において、それぞれの立地特性に合わせた多種多様な飲食業態を展開しております。

当連結会計年度におきましては、一部の高速道路店の大型改装に伴う諸経費の増加がございましたが、空港内ラウンジ等、前期より営業を受託した店舗による増収増益効果と、空港ターミナルビル店舗を中心に既存店舗が堅調な売上推移となったことから、売上高は32,990百万円（前年同期比+4.7%）、経常利益は1,107百万円（前年同期比+1.3%）となりました。

**【機内食事業】**

機内食事業におきましては、7月1日より沖縄新工場が稼働を開始し、関西国際空港および福岡空港、那覇空港等において、国内外の航空会社より機内食の調製業務と搭載業務を受託しております。

当連結会計年度におきましては、訪日外国人増による搭乗客数増があったものの、一部受託路線の運休や契約内容の変更、沖縄新工場における開業準備費用計上等により、売上高は8,146百万円（前年同期比△1.7%）、経常利益は410百万円（前年同期比△35.5%）となりました。

**【ホテル事業】**

ホテル事業におきましては、「ひとと自然にやさしい、常にお客様のために進化するホテル」を経営理念とし、全国に「リッチモンドホテル」等を37店舗展開しております。

当連結会計年度におきましては、「リッチモンドホテル プレミア東京押上」、「リッチモンドホテル プレミア浅草インターナショナル」を開業し、一部の経年したホテルにおいて一時休業を伴う改装も行いました。既存ホテルの客室稼働率および客室単価の伸長とともに、前期開業のホテルも増収増益に貢献した結果、売上高は22,246百万円（前年同期比+10.3%）、経常利益は3,404百万円（前年同期比+26.0%）となりました。

**【食品事業】**

食品事業におきましては、主に当社グループの外食事業とコントラクト事業における食品製造、購買、物流業務等の外食インフラ機能を担っているほか、一部グループ外企業向け製品の製造も行っております。

当連結会計年度におきましては、グループ外企業向けの製造が増えたものの、生産設備改善に伴う諸経費の増加等により、売上高は10,231百万円（前年同期比+5.3%）、経常利益は259百万円（前年同期比△32.6%）となりました。

## <事業セグメント別売上高、経常利益>

	売上高			経常利益		
	金額	構成比	前年同期比	金額	構成比	前年同期比
	百万円	%	%	百万円	%	%
外 食 事 業	62,892	44.7	2.7	3,112	36.6	3.9
コ ン ト ラ ク ト 事 業	32,990	23.4	4.7	1,107	13.0	1.3
機 内 食 事 業	8,146	5.8	△1.7	410	4.8	△35.5
ホ テ ル 事 業	22,246	15.8	10.3	3,404	40.1	26.0
食 品 事 業	10,231	7.3	5.3	259	3.1	△32.6
そ の 他 の 事 業	4,286	3.0	8.5	201	2.4	△24.3
小 計	140,794	100.0	4.4	8,496	100.0	5.2
全 社 部 門	—	—	—	△3,474	—	—
相 殺 消 去	△10,466	—	—	—	—	—
合 計	130,327	—	4.4	5,021	—	9.7

(注) 以上の「① 事業の状況」に記載している「売上高」には、その他の営業収入を含めております。

### ② 設備投資等の状況

当連結会計年度に実施いたしました設備投資の総額は13,721百万円（リース資産を含む）で、その主なものは外食事業における既存店舗の改装・改修ならびにホテル事業における新規出店および既存店舗の改装・改修等であります。

### ③ 資金調達の状況

当連結会計年度における設備投資に伴う資金は、主に自己資金、金融機関からの借入およびファイナンス・リース取引により調達いたしました。

## (2) 対処すべき課題

平成28年度におきましても、景気は緩やかな回復基調が持続することが期待されるものの、新興国、資源国などの海外経済の減速がわが国経済に波及するなど、個人消費については不透明さが増大していくものと認識しております。

このような状況下、平成26年11月26日に策定いたしました新中期経営計画「Fly to 2017」の2年目となる平成28年度におきましては、「日本で一番質の高い“食” & “ホスピタリティ”グループ」の実現に向けて、引き続きグループ各事業の事業特性を踏まえた生産性（付加価値、新規市場、効率性）向上の取り組みを推進し、また、持続的成長に向けた投資と時代変化に応じたポートフォリオのリバランスも行いながら、時代変化を十分に踏まえたホスピタリティビジネスの産業化を目指してまいります。

株主の皆様におかれましては、今後とも変わらぬご支援のほど、よろしくお願い申し上げます。

## (3) 財産および損益の状況の推移

区 分	第64期 (平成24年度)	第65期 (平成25年度)	第66期 (平成26年度)	第67期 (平成27年度)
売上高 (百万円)	114,957	120,730	124,857	130,327
経常利益 (百万円)	2,817	3,761	4,579	5,021
当期純利益 (百万円)	1,137	1,663	1,866	2,728
1株当たり当期純利益	29円49銭	43円14銭	48円40銭	70円79銭
総資産 (百万円)	76,759	79,583	81,916	90,912
純資産 (百万円)	40,741	43,338	44,588	46,634
1株当たり純資産	1,040円71銭	1,107円98銭	1,138円48銭	1,198円16銭

(注) 1. 「売上高」には、その他の営業収入を含めて記載しております。

2. 「1株当たり当期純利益」は、自己株式を控除した期中平均発行済株式総数により、「1株当たり純資産」は、自己株式を控除した期末発行済株式総数により算出しております。なお、当社は、第65期において、株式給付信託（J-E S O P）制度を導入しており、当該株式給付信託が保有する当社株式を自己株式に加算しております。

#### (4) 重要な子会社の状況

会社名	資本金	当社の出資比率	主要な事業内容
	百万円	%	
ロイヤル株式会社	100	100.0	外食インフラ機能（製造・購買・物流業務）
ロイヤルホスト株式会社	100	100.0	ホスピタリティ・レストラン「ロイヤルホスト」「カウボーイ家族」等の運営
株式会社テン コーポレーション	100	100.0	天丼・天ぷら専門店「てんや」等の運営
アールアンドケーフードサービス株式会社	100	84.9	「シェーキーズ」「シズラー」「カフェクロワッサン」およびビアレストラン等の運営
ロイヤル空港高速フードサービス株式会社	100	100.0	高速道路サービスエリアおよび空港ターミナルビルにおけるレストラン・売店の運営
セントレスタ株式会社	10	※100.0	三越・伊勢丹百貨店内を中心とした飲食店の運営
ロイヤルコントラクトサービス株式会社	100	85.0	企業内給食施設等の運営
株式会社関西インフライトケイタリング	100	100.0	関西国際空港における機内食の調製、搭載
福岡インフライトケイタリング株式会社	385	100.0	福岡空港および那覇空港における機内食の調製、搭載
アールエヌティーホテルズ株式会社	100	92.0	「リッチモンドホテル」等の運営
ロイヤルマネジメント株式会社	100	100.0	グループ会社への間接業務の提供

(注) 1. ロイヤルコントラクトサービス株式会社は、平成28年1月1日付でセントレスタ株式会社を吸収合併しております。

2. 当社の出資比率につきましては、小数点第2位以下を切り捨てて表示しております。

3. ※印は、子会社を通じた間接所有分を含んでおります。

#### (5) 主要な事業内容

- ① 外食事業
  - ・チェーンレストラン、専門店等の運営
- ② コントラクト事業
  - ・法人からの委託等によるレストラン等の運営
- ③ 機内食事業
  - ・航空機内食の調製、搭載
- ④ ホテル事業
  - ・「リッチモンドホテル」等の運営
- ⑤ 食品事業
  - ・食品製造、購買、物流業務



## (6) 主要な営業所、工場および店舗

- ① 当社の主要な事業所
  - ・本社 福岡県福岡市博多区
  - ・東京本部 東京都世田谷区
- ② 子会社の主要な事業所および工場
  - ・ロイヤル株式会社福岡食品工場 福岡県福岡市博多区
  - ・ロイヤル株式会社東京食品工場 千葉県船橋市
  - ・株式会社関西インフライトケイタリング本社および工場 大阪府泉南市
- ③ 当社グループ店舗

レストラン・売店	790店
ロイヤルホスト	239
てんや	175
カウボーイ家族	39
その他	337
ホテル	37
グループ合計	827

## (7) 従業員の状況

従業員数	前期末比
2,538名	+101名

(注) 従業員数には、パート・アルバイトを含んでおりません。  
 なお、パート・アルバイトの期中各月平均人員(1人当たり8時間/日換算)は、9,967名であります。

## (8) 主要な借入先

借入先	借入額
	百万円
株式会社みずほ銀行	1,742
株式会社福岡銀行	1,515
株式会社西日本シティ銀行	1,405
株式会社三菱東京UFJ銀行	805

## (9) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

## 2. 会社の株式に関する事項

- (1) 発行可能株式総数 120,000,000株  
(2) 発行済株式の総数 38,903,834株 (自己株式1,600,355株を除く)  
(3) 株主数 20,367名  
(4) 大株主 (上位10名)

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
	千株	%
キ ル オ イ 興 産 株 式 会 社	2,874	7.39
公益財団法人江頭ホスピタリティ事業振興財団	2,452	6.30
株 式 会 社 ダ ス キ ン	1,400	3.60
コ カ ・ コ ー ラ ウ エ ス ト 株 式 会 社	962	2.47
株 式 会 社 西 日 本 シ テ ィ 銀 行	955	2.46
株 式 会 社 福 岡 銀 行	833	2.14
日 本 生 命 保 険 相 互 会 社	803	2.06
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社 (信託口)	741	1.91
ハ ン ナ ン 株 式 会 社	692	1.78
株 式 会 社 三 越 伊 勢 丹	681	1.75

- (注) 1. 上記のほかに、当社は自己株式1,600千株を保有しております。  
2. 持株比率は、自己株式を控除して計算しております。  
3. 自己株式には、資産管理サービス信託銀行株式会社 (信託E口) が株式給付信託 (J-E S O P) 制度に伴い保有している当社株式639千株は含んでおりません。

### (5) その他株式に関する重要な事項

当社は、取締役会の決議により、平成27年12月1日付で自己株式を300千株取得するとともに、平成27年12月10日付で自己株式300千株を消却いたしました。

## 3. 会社の新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

## 4. 会社役員に関する事項

### (1) 取締役および監査役の氏名等 (平成27年12月31日現在)

地 位	氏 名	担当および重要な兼職の状況
代表取締役社長	菊地 唯夫	ロイヤルホスト株式会社代表取締役社長  財務企画部長 経営企画部長 公益財団法人江頭ホスピタリティ事業振興財団専務理事  霞ヶ関総合法律事務所パートナー弁護士 神島化学工業株式会社社外監査役
専務取締役	矢崎 精二	
取締役	野々村 彰人	
取締役	黒須 康宏	
取締役	木村 公篤	
取締役	貴堂 聡	
取締役相談役	富永 真理	
取締役	末吉 紀雄	
常勤監査役	浦 一馬	
常勤監査役	小村 吾郎	
監査役	久保田 康史	
監査役	渡辺 佳夫	

- (注) 1. 取締役末吉紀雄氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。同氏は、平成27年9月17日付で福岡商工会議所会頭を、平成27年9月24日付で西日本鉄道株式会社社外取締役を、平成27年12月31日付でコカ・コーラウエスト株式会社代表取締役会長を、それぞれ辞任しております。
2. 監査役久保田康史および渡辺佳夫の両氏は、会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。
3. 当社は、社外取締役末吉紀雄氏および社外監査役久保田康史氏を東京証券取引所および福岡証券取引所の定めに基づく独立役員として、両取引所に届け出ております。
4. 常勤監査役浦一馬氏は、当社経理部門における長年の職務経験があり、財務および会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
5. 監査役久保田康史氏は、弁護士として、法務および財務に関する相当程度の知見を有するものであります。
6. 監査役渡辺佳夫氏は、金融機関における長年の職務経験があり、財務および会計に関する相当程度の知見を有するものであります。

## (2) 取締役および監査役の報酬等の額

当事業年度に係る報酬等の総額

取締役 8名 190百万円 (うち社外 1名 3百万円)

監査役 4名 26百万円 (うち社外 2名 7百万円)

- (注) 1. 取締役の報酬額は、平成18年3月28日開催の第57期定時株主総会において、「年額2億円以内と定めた固定枠と、前営業年度の連結当期純利益の2.0%以内と定めた変動枠の合計額」と決議いただいております。
2. 監査役の報酬額は、平成17年3月25日開催の第56期定時株主総会において、年額4,000万円以内と決議いただいております。

## (3) 社外役員に関する事項

- ① 他の法人等の重要な兼職の状況および当社と当該他の法人等との関係（平成27年12月31日現在）

監査役久保田康史氏は、霞ヶ関総合法律事務所パートナー弁護士であります。なお、当社と霞ヶ関総合法律事務所の間には重要な取引はありません。

監査役渡辺佳夫氏は、神島化学工業株式会社社外監査役を兼務しております。なお、当社と神島化学工業株式会社の間には重要な取引はありません。

- ② 当事業年度における主な活動状況

区分および氏名	活動状況
取締役 末吉 紀雄	当事業年度に開催された取締役会13回のうち4回に出席し、経営者としての豊富な経験と知見に基づき、必要な発言を適宜行っております。
監査役 久保田 康史	当事業年度に開催された取締役会13回のうち12回に、監査役会7回の全てに出席し、主に弁護士としての専門的見地に基づき、必要な発言を適宜行っております。
監査役 渡辺 佳夫	当事業年度に開催された取締役会13回の全て、監査役会7回の全てに出席し、金融機関における豊富な職務経験と知見に基づき、必要な発言を適宜行っております。

- ③ 責任限定契約の内容の概要

当社と社外取締役および社外監査役は、会社法第423条第1項に定める賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく賠償責任限度額は、同法第425条第1項各号に定める金額の合計額としております。

## 5. 会計監査人の状況

### (1) 会計監査人の名称

有限責任監査法人トーマツ

### (2) 会計監査人の報酬等の額

当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額 60百万円

当社および子会社が会計監査人に支払うべき  
金銭その他の財産上の利益の合計額 61百万円

- (注) 1. 監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務執行状況や報酬見積りの算出根拠などについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意を行っております。
2. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

### (3) 非監査業務の内容

該当事項はありません。

### (4) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の遂行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定いたします。また、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨およびその理由を報告いたします。

## 6. 業務の適正を確保するための体制

### (1) 取締役会における決議の内容の概要

当社は、会社法および会社法施行規則に定める「業務の適正を確保するための体制」について、取締役会において決議しております。その概要は以下のとおりであります。

- ① 取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

当社グループにおいては、グループ全体で共有すべき基本的な価値観や倫理観として「経営基本理念」を策定しているとともに、その共通理念の下、グループ全役職員が法令遵守の精神と高い倫理観・道徳観の下、職務執行を行うよう「ロイヤルグループ行動基準」および「ロイヤルグループ行動ガイドライン」を制定している。これらの基準の重要

性を代表取締役が継続的に伝達するだけでなく、経営企画部門が随時説明会を行うなど、法令遵守の精神と高い倫理観を全役職員が常に共有できるよう啓発を行う。

また、内部監査部門が子会社を含めたグループ全体の内部監査を実施し、定期的に取り締役会に報告する体制をとることでコンプライアンスの状況が常に管理できるよう体制を構築する。

さらに、当社グループの役職員が、法令違反行為や不正行為等を発見した場合の通報先として、社内だけでなく、社外弁護士によるコンプライアンスヘルプラインを設置することとする。ヘルプライン窓口は、必要に応じて、経営企画部門長を委員長とするヘルプライン委員会に報告することとし、同委員会主導の下、必要に応じて是正措置、再発防止策と併せて、当該法令違反行為等に関与する者に対する処分・勧告を行う体制とする。

また、平成25年11月に「反社会的勢力に対する基本方針」を取り締役会で決議し、市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力および団体とは一切の関係を持たず、不当な要求を受けた場合は組織的に毅然とした姿勢で拒絶するよう社内体制を整備し徹底する。

## ② 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

当社では、取締役の職務執行に係る情報・文書の取扱いについて、法令および「文書管理規程」等の社内規程に従い適切に保存および管理するものとする。社内規程については、適宜見直しを行うとともに、保存・管理の運用状況を適時適切に検証できるよう体制の整備を図る。

## ③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社および当社グループのリスク管理に係る基本的な事項を定めた「リスク管理規程」を制定し、当社グループを取り巻くさまざまなリスクに的確に対処できる管理体制を整備するとともに、CSR委員会がグループ全体のリスクの評価、分析、対応策の検討を行い、「緊急時対応規程」において正常な事業活動に著しい影響を及ぼす事態が発生した場合の対応体制、対応手順等について定めることにより、損失の極小化に努めている。

また、大規模災害、食品事故等、グループ全体に大きな影響を与えるリスクに対しては、別途「事業継続計画書（BCP）」や対応マニュアルを作成するなど、グループ全体に周知徹底を図り、リスクの拡大を最小限にとどめる体制をとる。

## ④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

当社グループにおいては、次の経営管理体制を構築することで、取締役の効率的な職務執行を確保する。

まず、グループ全体の目指すべき目標として3年間を対象期間とする中期経営計画を策

定し、中期的な経営目標をグループ全体として共有する。

次に中期経営計画を達成するため、各グループ会社、事業部門において年度予算を設定するとともに、予算達成のために必要な施策を立案する。期中においては、月次の業績を定例取締役会に報告する体制とし、取締役がグループ全体の業績をタイムリーに把握できるようにシステムを構築する。

さらに、取締役の職務執行の効率化を図るために、執行役員制度を導入し、また、取締役の意思決定の妥当性を高めるために、取締役に社外取締役を含める。

⑤ 当社および子会社からなる企業集団における業務の適正を確保するための体制

当社は、平成17年7月に、機動的かつ柔軟な経営体制の構築を目的とし、持株会社体制に移行している。当社では、持株会社体制移行に際して、グループ企業の取締役、役職員が常に意識すべき基準として「ロイヤルグループ行動基準」を、グループ全体の経営効率向上と実効あるコーポレート・ガバナンスを確保することを目的として「ロイヤルグループ子会社管理規程」をそれぞれ制定し、グループ全体の遵法意識の醸成を図っている。

また、グループ全体の運営においては、当社の取締役が担当役員として子会社の取締役に、監査役が子会社の監査役にそれぞれ就任すること、ならびに子会社に定期的な経営情報や重要な情報の報告を義務づけるなど、牽制機能が働く体制を構築する。

さらに、内部監査部門がグループ会社に対する内部監査を実施することでグループ全体の業務の適正が確保される体制を構築する。

⑥ 監査役の職務を補助すべき使用人を置くことに関する事項

監査役の職務を補助すべき部署として監査役室を設置し、会社の業務を十分検証できる専門性を有する使用人を1名以上配置する。

⑦ 監査役の職務を補助すべき使用人の取締役からの独立性に関する事項

監査役の職務を補助すべき使用人は、他の役職を兼務することなく、監査役の指揮下で職務を遂行することとし、その任命、異動については、常勤監査役の意見を尊重する。

また、監査役室に所属する使用人の人事考課は、常勤監査役が行う。

⑧ 当社および子会社の取締役および使用人等が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制

当社および子会社の取締役は、会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実があることを発見した場合、直ちに監査役に報告する。

さらに、当社および子会社の取締役および使用人等は、監査役から業務執行に関する事項について報告を求められたときは、速やかに適切な報告を行う。

また、監査役は、取締役会に出席するほか、重要な意思決定の過程および業務の執行状況を把握するため、経営会議等重要な会議に出席する。

- ⑨ 監査役へ報告した者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制  
監査役に報告を行った当社および子会社の取締役および使用人等に対し、当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを行うことを禁止する。
- ⑩ 監査役の職務の執行について生ずる費用の前払いまたは償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項  
監査役が必要と認めるときは、公認会計士、弁護士その他外部専門家に相談ができる。その費用については、担当部門において審議のうえ、当該監査役の職務の執行に必要でないと認められた場合を除き会社が負担するものとし、速やかに監査費用の前払いまたは償還の手続きに応じる。
- ⑪ その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制  
監査役会は、「監査役会規程」に基づき、代表取締役と定期的に会合を持ち、会社に対処すべき課題、監査役監査の環境整備の状況、監査上の重要課題等について意見を交換し、代表取締役との相互認識を深める。  
また、監査役は必要に応じて、会計監査人や内部監査部門と会合を持つことで、密接な連携がとれる体制を構築する。
- ⑫ 財務報告の信頼性を確保するための体制  
当社および当社グループの財務報告の信頼性を確保するため「ロイヤルグループ経理規程」を制定するとともに、グループ全体で有効かつ適切な内部統制を整備、構築し、継続的に改善のうえ適正な運用を図る。



## (2) 運用状況の概要

当連結会計年度の当社グループにおける内部統制システムの運用状況は以下のとおりであります。

- ① 取締役会を17回（うち、書面開催4回）開催し、法令等に定められた事項や経営方針・予算の策定など、経営に関する重要事項を決定し、月次の業績の分析や評価を検討するとともに法令・定款等への適合性および業務の適正性の観点から審議いたしました。
- ② 監査役会を7回開催し、監査方針、監査計画を協議決定し、各監査役が取締役会や経営会議等重要な社内会議へ出席することなどにより、業務および財産の状況の監査、取締役の職務執行の監査、法令・定款等の遵守状況の監査を実施いたしました。
- ③ 子会社の取締役を含む当社グループの役職員に、法令違反行為や不正行為等を発見した場合、社内および社外弁護士によるコンプライアンスヘルプラインならびに監査役に報告することを、月次の配布物への記載やポスターを掲示する等により、周知いたしました。
- ④ グループ全体に大きな影響を与える大規模な地震災害や食品事故等に対しては、「事業継続計画書（BCP）」に基づいた初動体制の整備や定期的な従業員の安否確認訓練、食品衛生関連法規等の研修を実施いたしました。
- ⑤ 財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性に鑑み、年初に策定した内部統制評価に関する実施計画に基づき、グループ全体で有効かつ適切な内部統制を整備、構築し、継続的に改善のうえ運用しているかについて内部統制評価を実施いたしました。

本事業報告に記載の金額および株式数は、表示単位未満の端数を切り捨てて、比率については四捨五入して表示しております。

# 連結貸借対照表

(平成27年12月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
<b>(資産の部)</b>		<b>(負債の部)</b>	
<b>I. 流動資産</b>	<b>17,429</b>	<b>I. 流動負債</b>	<b>17,254</b>
現金及び預金	4,456	買掛金	3,860
売掛金	6,054	1年内返済予定の長期借入金	1,770
たな卸資産	2,374	リース債務	1,063
繰延税金資産	693	未払法人税等	1,220
その他	3,867	繰延税金負債	1
貸倒引当金	△17	賞与引当金	7
<b>II. 固定資産</b>	<b>73,483</b>	役員賞与引当金	66
<b>(1)有形固定資産</b>	<b>46,649</b>	ポイント引当金	182
建物及び構築物	12,758	株主優待費用引当金	124
機械装置及び運搬具	1,518	その他	8,958
工具、器具及び備品	4,257	<b>II. 固定負債</b>	<b>27,023</b>
土地	11,581	長期借入金	4,567
リース資産	16,496	リース債務	17,759
建設仮勘定	36	繰延税金負債	353
<b>(2)無形固定資産</b>	<b>619</b>	株式給付費用引当金	258
<b>(3)投資その他の資産</b>	<b>26,213</b>	退職給付に係る負債	314
投資有価証券	9,038	資産除去債務	3,486
差入保証金	16,411	その他	284
繰延税金資産	505	<b>負債合計</b>	<b>44,278</b>
その他	266	<b>(純資産の部)</b>	
貸倒引当金	△7	<b>I. 株主資本</b>	<b>43,688</b>
		(1)資本金	13,676
		(2)資本剰余金	23,499
		(3)利益剰余金	9,740
		(4)自己株式	△3,227
		<b>II. その他の包括利益累計額</b>	<b>2,157</b>
		その他有価証券評価差額金	2,157
		<b>III. 少数株主持分</b>	<b>787</b>
<b>資産合計</b>	<b>90,912</b>	<b>純資産合計</b>	<b>46,634</b>
		<b>負債純資産合計</b>	<b>90,912</b>

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

# 連結損益計算書

(自平成27年1月1日 至平成27年12月31日)

(単位：百万円)

科 目		金 額	
売上	高価		127,159
売上	原価		41,698
その他の営業収入	総利益		85,461
営業費用	総利益		3,168
販売費及び一般管理費	総利益		88,629
営業外収益	業 利 益		83,729
受取配当金	業 利 益		4,899
持分法による投資利益	業 利 益	110	
協賛金の収入	業 利 益	212	
その他	業 利 益	95	
営業外費用	業 利 益	241	658
支払利息	業 利 益	470	
その他	業 利 益	66	536
特別利益	業 利 益		5,021
投資有価証券売却益	業 利 益	287	
受取補償金	業 利 益	225	513
特別損失	業 利 益		
固定資産除売却損失	業 利 益	333	
減損損失	業 利 益	277	
持分変動損失	業 利 益	23	634
税金等調整前当期純利益	業 利 益		4,900
法人税、住民税及び事業税	業 利 益	2,017	
法人税等調整額	業 利 益	△9	2,007
少数株主損益調整前当期純利益	業 利 益		2,893
少数株主利益	業 利 益		164
当期純利益	業 利 益		2,728

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

招集(通知)

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告書

株主総会参考書類

## 連結株主資本等変動計算書

(自平成27年1月1日 至平成27年12月31日)

(単位：百万円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資本剰余金	利益剰余金	自 己 株 式	株主資本合計
平成27年1月1日残高	13,676	23,918	7,839	△2,936	42,497
(連結会計年度中の変動額)					
剰余金の配当	-	-	△627	-	△627
当期純利益	-	-	2,728	-	2,728
自己株式の取得	-	-	-	△710	△710
自己株式の処分	-	-	-	0	0
自己株式の消却	-	△419	-	419	-
持分法の適用範囲の変動	-	-	△199	-	△199
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額(純額)	-	-	-	-	-
連結会計年度中の変動額合計	-	△419	1,901	△290	1,191
平成27年12月31日残高	13,676	23,499	9,740	△3,227	43,688

	その他の包括利益累計額	少数株主持分	純資産合計
	その他の有価証券評価差額金		
平成27年1月1日残高	1,407	684	44,588
(連結会計年度中の変動額)			
剰余金の配当	-	-	△627
当期純利益	-	-	2,728
自己株式の取得	-	-	△710
自己株式の処分	-	-	0
自己株式の消却	-	-	-
持分法の適用範囲の変動	-	-	△199
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額(純額)	750	103	853
連結会計年度中の変動額合計	750	103	2,045
平成27年12月31日残高	2,157	787	46,634

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

# 連結注記表

(自平成27年1月1日 至平成27年12月31日)

招集  
通知

事業  
報告

連結  
計算書類

計算  
書類

監査  
報告書

株主  
総会  
参考  
書類

## (連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等)

### 1. 連結の範囲に関する事項

#### 連結子会社の数及び名称

連結子会社の数 11社

#### 連結子会社の名称

ロイヤル(株)、ロイヤルホスト(株)、(株)テンコーポレーション、アールアンドケーフードサービス(株)、ロイヤル空港高速フードサービス(株)、セントレスタ(株)、ロイヤルコントラクトサービス(株)、(株)関西インフライトケイタリング、福岡インフライトケイタリング(株)、アールエヌティーホテルズ(株)、ロイヤルマネジメント(株)

### 2. 持分法の適用に関する事項

#### (1) 持分法を適用した関連会社の数及び名称

関連会社の数 3社

関連会社の名称 ジャルロイヤルケータリング(株)、(株)ハブ、(株)セリア・ロイル

(注) (株)セリア・ロイルは、同社の第三者割当増資による当社の持分比率の低下、及び、同社の取締役役に就任していた当社の役員員の退任により関連会社に該当しなくなつたため、第2四半期連結会計期間より、持分法適用の範囲から除外しております。

#### (2) 持分法を適用していない関連会社の名称等

関連会社の名称 (株)アソート、楽雅楽食品股份有限公司、  
合同会社RH博多駅前を営業者とする匿名組合、  
統一楽豪(上海)餐飲管理有限公司

(注) 1. 楽雅楽食品股份有限公司は、同社の第三者割当増資による当社の持分比率の低下により、当連結会計年度において関連会社に該当しなくなっております。  
2. 合同会社RH博多駅前を営業者とする匿名組合に係る匿名組合契約は、当連結会計年度において終了しております。

#### 持分法を適用していない理由

持分法非適用会社は、それぞれ当期純損益(持分に見合う額)及び利益剰余金(持分に見合う額)等から見て、持分法の対象から除いても連結計算書類に及ぼす影響が軽微であり、かつ全体としても重要性がないため、持分法の適用範囲より除いております。

(3) 持分法適用の会社の事業年度等に関する事項

持分法適用会社のうち決算日が連結決算日と異なる会社につきましては、連結計算書類作成にあたり、連結決算日に実施した仮決算に基づく財務諸表を使用しております。

3. 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社の決算日は、すべて12月31日で連結決算日と一致しております。

4. 会計処理基準に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

① 有価証券

満期保有目的の債券

償却原価法（定額法）によっております。

その他有価証券

時価のあるもの

連結決算日の市場価格等に基づく時価法によっております。なお、評価差額は、全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定しております。

時価のないもの

移動平均法による原価法によっております。

② たな卸資産

製品及び半製品

売価還元法による原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）によっております。

商品

総平均法による原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）によっております。ただし、直営売店の商品は、最終仕入原価法による原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）によっております。

原材料、仕掛品及び貯蔵品

最終仕入原価法による原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）によっております。

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

① 有形固定資産（リース資産を除く）

主として定率法（平成10年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）については定額法）によっております。ただし、当社が㈱関西インフライトケイタリングへ賃貸中の資産（建物・構築物）については、定額法によっております。なお、耐用年数及び残存価額については、法人税法に規定する方法と同一の基準によっております。

② 無形固定資産（リース資産を除く）

のれん

原則として5年間の定額法によっております。

その他の無形固定資産

定額法によっております。なお、耐用年数については、法人税法に規定する方法と同一の基準によっております。ただし、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。

③ リース資産

主として、リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。なお、所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が平成20年12月31日以前のリース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。

(3) 重要な引当金の計上基準

① 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

② 賞与引当金

当社及び当社の連結子会社の従業員に対する賞与の支給に備えるため、支給見込額に基づき計上しております。

③ 役員賞与引当金

当社及び当社の連結子会社の役員に対する賞与の支給に備えるため、支給見込額に基づき計上しております。

④ ポイント引当金

「リッチモンドクラブ会員」制度に基づき顧客に付与されたポイントの使用による費用負担に備えるため、当連結会計年度末において将来使用されると見込まれるポイントに対する所要額を計上しております。

⑤ 株主優待費用引当金

株主優待券の利用による費用負担に備えるため、株主優待券の利用実績等を基礎に、当連結会計年度末において将来利用されると見込まれる株主優待券に対する所要額を計上しております。

⑥ 店舗閉鎖損失引当金

店舗閉鎖に伴い発生する損失負担に備えるため、店舗閉鎖関連損失見込額を計上しております。

⑦ 株式給付費用引当金

当社及び当社の連結子会社の従業員（連結子会社の一部の役員を含む。以下同じ。）に対する将来の当社株式の給付に備えるため、株式給付規程に基づき、従業員に割り当てられたポイントに応じた株式の給付見込額を基礎として計上しております。

(注) 上記引当金のうち、店舗閉鎖損失引当金は、当連結会計年度において全額取崩しを行っております。

(4) その他連結計算書類の作成のための重要な事項

① 退職給付に係る会計処理の方法

確定給付型の制度を設けている連結子会社1社は、退職給付に係る負債及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

② 重要な外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算の基準

外貨建金銭債権債務は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

③ 消費税等の会計処理の方法

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式を採用しております。

④ 連結納税制度の適用

連結納税制度を適用しております。

**(連結貸借対照表に関する注記)**

1. たな卸資産の内訳は、次のとおりであります。

商品及び製品	976百万円
仕掛品	10百万円
原材料及び貯蔵品	1,387百万円

(注) 原材料及び貯蔵品のうち、717百万円は店舗たな卸資産であります。

2. 有形固定資産の減価償却累計額 66,355百万円

**(連結損益計算書に関する注記)**

1. 「固定資産除売却損」(特別損失)

「固定資産除売却損」は、建物及び構築物除売却損71百万円、機械装置及び運搬具除売却損6百万円、工具、器具及び備品除売却損15百万円、土地除売却損12百万円、無形固定資産(ソフトウェア)除売却損1百万円並びに固定資産の除去に要した費用226百万円であります。



## 2. 「減損損失」(特別損失)

当社グループは、当連結会計年度において、有形無形固定資産等の減損損失277百万円を計上しており、その主な内容は次のとおりであります。

単位：百万円

用途	種類	金額	場所
店舗 連結子会社6社 (29店舗)	建物及び構築物 工具、器具及び備品	106 63	神奈川県横浜市ほか
処分予定資産 当社(2物件)	土地 借地権	61 27	福岡県糟屋郡ほか

### 減損損失の認識に至った経緯等

当社グループは、店舗及び賃貸不動産については個別物件単位で資産のグルーピングを行っており、工場については製造ライン単位で資産のグルーピングを行っております。また、遊休資産及び処分予定資産については各資産をグルーピングの単位としております。

上記固定資産について、減損損失の認識に至った経緯等は、次のとおりであります。

- (1) 店舗につきましては、閉店の決定又は収益性の低下により事業資産の回収可能性が認められなくなったものであり、原則として帳簿価額の全額を減損損失として計上しております。
- (2) 処分予定資産につきましては、売却が決定されたものであり、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として計上しております。

### (連結株主資本等変動計算書に関する注記)

#### 1. 発行済株式の総数に関する事項

単位：株

株式の種類	当連結会計年度 期首の株式数	当連結会計年度 増加株式数	当連結会計年度 減少株式数	当連結会計年度 末の株式数
普通株式	40,804,189	-	300,000	40,504,189

(注) 発行済株式の総数の減少300,000株は、取締役会決議に基づく自己株式の消却による減少であります。

## 2. 自己株式の数に関する事項

単位：株

株式の種類	当連結会計年度 期首の株式数	当連結会計年度 増加株式数	当連結会計年度 減少株式数	当連結会計年度 末の株式数
普通株式	2,239,776	300,579	300,100	2,240,255

- (注) 1. 自己株式の株式数には、従業員インセンティブ・プラン「株式給付信託（J-E S O P）」制度の信託財産として、資産管理サービス信託銀行株式会社（信託E口）が所有する当社株式（当連結会計年度期首640,000株、当連結会計年度末639,900株）が含まれております。
2. 自己株式の株式数の増加300,579株は、取締役会決議に基づく自己株式の取得による増加300,000株、単元未満株式の買取りによる増加579株であります。
3. 自己株式の株式数の減少300,100株は、取締役会決議に基づく自己株式の消却による減少300,000株、従業員インセンティブ・プラン「株式給付信託（J-E S O P）」制度に基づく従業員への給付による減少100株であります。

## 3. 剰余金の配当に関する事項

### (1) 配当金支払額等

平成27年3月26日開催の定時株主総会決議による配当に関する事項

配当金の総額 627,270,608円（1株当たり配当金額16円）

基準日 平成26年12月31日

効力発生日 平成27年3月27日

- (注) 配当金の総額には、従業員インセンティブ・プラン「株式給付信託（J-E S O P）」制度の信託財産として、資産管理サービス信託銀行株式会社（信託E口）が所有する当社株式に対する配当金10,240,000円が含まれております。

### (2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生が翌連結会計年度となるもの

平成28年3月29日開催の定時株主総会において、次の議案を付議いたします。

配当金の総額 778,076,680円（1株当たり配当金額20円）

基準日 平成27年12月31日

効力発生日 平成28年3月30日

- (注) 配当金の総額には、従業員インセンティブ・プラン「株式給付信託（J-E S O P）」制度の信託財産として、資産管理サービス信託銀行株式会社（信託E口）が所有する当社株式に対する配当金12,798,000円が含まれております。

## (税効果会計に関する注記)

繰延税金資産及び繰延税金負債の主な発生原因別の内訳は、次のとおりであります。

### 繰延税金資産

税務上の繰越欠損金	648百万円
資産除去債務	1,233百万円
減損損失	700百万円
減価償却超過額	498百万円
投資有価証券評価損	338百万円
土地評価損	167百万円
その他	1,481百万円
繰延税金資産小計	5,068百万円
評価性引当額	△3,389百万円
繰延税金資産合計	1,678百万円

### 繰延税金負債

その他有価証券評価差額金	△365百万円
資産除去債務対応費用	△263百万円
関係会社の留保利益金	△75百万円
その他	△130百万円
繰延税金負債合計	△834百万円
繰延税金資産の純額	844百万円

(注) 繰延税金資産の純額は、連結貸借対照表の次の項目に含まれております。

流動資産の「繰延税金資産」	693百万円
固定資産の「繰延税金資産」	505百万円
流動負債の「繰延税金負債」	1百万円
固定負債の「繰延税金負債」	353百万円

## (金融商品に関する注記)

### 1. 金融商品の状況に関する事項

#### (1) 金融商品に対する取組方針

当社グループは、主に銀行借入及びファイナンス・リース取引により必要な資金を調達しており、余資は安全性の高い金融資産で運用しております。また、デリバティブ取引は行っておりません。

#### (2) 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である売掛金は、相手先の信用リスクに晒されております。

投資有価証券は、主に業務上の関係を有する企業の株式であり、発行体の信用リスクに晒されております。また、上場株式については市場価格の変動リスクに晒されております。

差入保証金は、主に店舗の賃借に係る敷金及び保証金であり、差入の相手先の信用リスクに晒されております。

営業債務である買掛金は、原則として翌月末の支払期日であります。

借入金は、主に営業取引に係る資金調達を目的とし、支払金利の変動リスクを回避するため、固定金利により借入を行っております。また、ファイナンス・リース取引に係るリース債務は、主に設備投資に係る資金調達を目的としております。

#### (3) 金融商品に係るリスク管理体制

##### ① 信用リスク（相手先の契約不履行等に係るリスク）の管理

当社グループは、売掛金や差入保証金に係る相手先の信用リスクに関しては、新規取引時に相手先の信用状態を十分に検証するとともに、相手先の状況をモニタリングし、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。また、投資有価証券に係る発行体の信用リスクに関しては、定期的に発行体の財務状況を把握し、業務上の関係を勘案して保有状況を継続的に見直しております。

##### ② 市場リスク（為替や金利等の変動リスク）の管理

当社グループは、投資有価証券に係る市場価格の変動リスクに関しては、定期的に時価や発行体の財務状況を把握し、業務上の関係を勘案して保有状況を継続的に見直しております。

##### ③ 資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払を実行できなくなるリスク）の管理

当社グループは、各部署からの報告に基づき適時に資金繰計画を作成・更新するとともに、手元流動性の維持などにより流動性リスクを管理しております。

#### (4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

## 2. 金融商品の時価等に関する事項

平成27年12月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品は含まれておりません（注）2. 参照）。

単位：百万円

	連結貸借対照表計上額	時 価	差 額
① 現 金 及 び 預 金	4,456	4,456	－
② 売 掛 金	6,054	6,054	－
③ 投 資 有 価 証 券			
そ の 他 有 価 証 券	5,858	5,858	－
関 係 会 社 株 式	992	2,466	1,473
④ 差 入 保 証 金	16,411	15,922	△488
資 産 計	33,773	34,757	984
① 買 掛 金	3,860	3,860	－
② 未 払 法 人 税 等	1,220	1,220	－
③ 長 期 借 入 金（※ 1）	6,337	6,349	12
④ リ ー ス 債 務（※ 2）	18,823	22,301	3,478
負 債 計	30,242	33,732	3,490

（※ 1） 1年内返済予定の長期借入金を含んでおります。

（※ 2） リース債務（流動負債）、リース債務（固定負債）の合計額であります。

### （注）1. 金融商品の時価の算定方法

#### 資産

#### ① 現金及び預金、② 売掛金

これらは短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額とほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

#### ③ 投資有価証券

投資有価証券の時価については、取引所の価格によっております。

#### ④ 差入保証金

差入保証金の時価については、合理的に見積った回収予定時期に基づき、将来キャッシュ・フローの合計額を無リスクの利子率で割り引いて算定しております。

## 負債

### ① 買掛金、② 未払法人税等

これらは短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額とほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

### ③ 長期借入金、④ リース債務

これらの時価については、元利金の合計額を同様の新規取引を行った場合に想定される利子率で割り引いて算定しております。

## (注) 2. 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

単位：百万円

区 分	連結貸借対照表計上額
その他有価証券（非上場）	365
関係会社株式（非上場）	1,821

これらについては、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、「③ 投資有価証券」には含めておりません。

## (リース取引に関する注記)

### 1. ファイナンス・リース取引（借主側）

所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が平成20年12月31日以前のリース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっており、その内容は次のとおりであります。

(1) リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額、減損損失累計額相当額及び期末残高相当額

単位：百万円

	取得価額相当額	減価償却累計額 相当額	減損損失累計額 相当額	期末残高相当額
建物及び構築物	36,290	19,015	—	17,274
合 計	36,290	19,015	—	17,274

(2) 未経過リース料期末残高相当額等

未経過リース料期末残高相当額

1年以内	1,799百万円
1年超	19,945百万円
合計	21,745百万円

(3) 支払リース料、リース資産減損勘定の取崩額、減価償却費相当額、支払利息相当額及び減損損失

支払リース料	2,524百万円
リース資産減損勘定の取崩額	-百万円
減価償却費相当額	1,806百万円
支払利息相当額	813百万円
減損損失	-百万円

(4) 減価償却費相当額及び利息相当額の算定方法

① 減価償却費相当額の算定方法

主として、リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。

② 利息相当額の算定方法

リース料総額とリース物件の取得価額相当額の差額を利息相当額とし、各期への配分方法については、利息法によっております。

2. オペレーティング・リース取引（借主側）

オペレーティング・リース取引のうち、解約不能のものに係る未経過リース料は、次のとおりであります。

1年以内	1,648百万円
1年超	18,683百万円
合計	20,332百万円

(1 株当たり情報に関する注記)

- 1株当たり純資産額 1,198.16円
- 1株当たり当期純利益金額 70.79円

(注) 1株当たり純資産額の算定に用いられた期末の普通株式の数及び1株当たり当期純利益金額の算定上の基礎となる普通株式の期中平均株式数については、従業員インセンティブ・プラン「株式給付信託（J-E S O P）」制度の信託財産として、資産管理サービス信託銀行株式会社（信託E口）が所有している当社株式を控除対象の自己株式に含めて算定しております。

(重要な後発事象に関する注記)

該当事項はありません。

## (その他の注記)

1. 当社は、平成25年5月28日開催の取締役会決議に基づき、従業員インセンティブ・プラン「株式給付信託（J-E S O P）」制度（以下、「本制度」という。）を平成25年7月1日より導入しております。本制度は、予め当社が定めた株式給付規程に基づき、一定の要件を満たした当社グループの従業員（連結子会社の一部の役員を含む。以下同じ。）に対して当社株式を給付する仕組みであります。当社グループの従業員に対して給付する株式については、予め設定した信託（以下、「本信託」という。）により将来分も含めて取得し、信託財産として分別管理しております。

本信託に関する会計処理については、経済的実態を重視する観点から、当社と本信託は一体であるとする会計処理を採用しており、本信託の資産及び負債並びに費用及び収益については、当社の連結貸借対照表、連結損益計算書及び連結株主資本等変動計算書に含めて計上しております。従いまして、本信託が所有する当社株式は、連結貸借対照表の純資産の部及び連結株主資本等変動計算書において自己株式として表示しております。なお、当連結会計年度末日（平成27年12月31日）現在において、本信託が所有する当社株式の帳簿価額は989百万円、株式数は639,900株であります。

2. 平成28年1月1日付けで、ロイヤルコントラクトサービス(株)（連結子会社）は、セントレスタ(株)（連結子会社）を吸収合併しております。



# 貸借対照表

(平成27年12月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
<b>(資産の部)</b>		<b>(負債の部)</b>	
<b>I. 流動資産</b>	<b>10,889</b>	<b>I. 流動負債</b>	<b>9,601</b>
現金及び預金	4,058	1年内返済予定の長期借入金	1,770
前払費用	111	未払金	258
繰延税金資産	158	未払費用	71
関係会社短期貸付金	6,177	未払法人税等	218
未収入金	363	預り金	6,835
その他	20	賞与引当金	7
<b>II. 固定資産</b>	<b>42,435</b>	役員賞与引当金	54
<b>(1)有形固定資産</b>	<b>12,486</b>	株主優待費用引当金	345
建物	3,650	その他	41
構築物	27	<b>II. 固定負債</b>	<b>5,315</b>
機械及び装置	8	長期借入金	4,567
車両運搬具	0	長期預り保証金	194
工具、器具及び備品	80	繰延税金負債	308
土地	8,719	株式給付費用引当金	10
<b>(2)無形固定資産</b>	<b>135</b>	資産除去債務	206
借地権	26	その他	27
ソフトウェア	12	<b>負債合計</b>	<b>14,917</b>
その他	96	<b>(純資産の部)</b>	
<b>(3)投資その他の資産</b>	<b>29,813</b>	<b>I. 株主資本</b>	<b>36,250</b>
投資有価証券	6,223	<b>(1)資本金</b>	<b>13,676</b>
関係会社株式	16,102	<b>(2)資本剰余金</b>	<b>23,302</b>
出資金	0	資本準備金	17,936
関係会社長期貸付金	1,367	その他資本剰余金	5,365
差入保証金	6,137	<b>(3)利益剰余金</b>	<b>2,499</b>
長期前払費用	6	利益準備金	1,531
長期未収入金	17	その他利益剰余金	967
その他	23	繰越利益剰余金	967
貸倒引当金	△64	<b>(4)自己株式</b>	<b>△3,227</b>
<b>資産合計</b>	<b>53,324</b>	<b>II. 評価・換算差額等</b>	<b>2,157</b>
		その他有価証券評価差額金	2,157
		<b>純資産合計</b>	<b>38,407</b>
		<b>負債純資産合計</b>	<b>53,324</b>

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

# 損 益 計 算 書

(自平成27年1月1日 至平成27年12月31日)

(単位：百万円)

科 目	金	額
<b>営 業 収 入</b>		
関係会社受取配当金	941	
関係会社受取ロイヤリティ	2,683	
関係会社不動産賃貸料	644	
その他の	346	4,616
<b>販売費及び一般管理費</b>		4,077
営業利益		538
<b>営 業 外 収 益</b>		
受取利息	164	
受取配当金	110	
その他の	18	293
<b>営 業 外 費 用</b>		
支払利息	51	
その他の	3	55
経常利益		776
<b>特 別 利 益</b>		
投資有価証券売却益	287	
受取補償金	41	329
<b>特 別 損 失</b>		
固定資産除売却損	21	
減損損失	97	
関係会社株式評価損	152	271
税引前当期純利益		834
<b>法人税、住民税及び事業税</b>	176	
<b>法人税等調整額</b>	△91	84
<b>当 期 純 利 益</b>		750

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

## 株主資本等変動計算書

(自平成27年1月1日 至平成27年12月31日)

(単位：百万円)

	株 主 資 本							
	資本金	資本剰余金			利益剰余金			
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金	利益剰余金合計	利益剰余金合計
					圧縮記帳積立金	繰越利益剰余金		
平成27年1月1日残高	13,676	20,936	2,785	23,721	1,531	421	423	2,376
(当期変動額)								
剰余金の配当	-	-	-	-	-	-	△627	△627
資本準備金の取崩	-	△3,000	3,000	-	-	-	-	-
圧縮記帳積立金の取崩	-	-	-	-	-	△421	421	-
当期純利益	-	-	-	-	-	-	750	750
自己株式の取得	-	-	-	-	-	-	-	-
自己株式の処分	-	-	-	-	-	-	-	-
自己株式の消却	-	-	△419	△419	-	-	-	-
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	-	-	-	-	-	-	-	-
当期変動額合計	-	△3,000	2,580	△419	-	△421	543	122
平成27年12月31日残高	13,676	17,936	5,365	23,302	1,531	-	967	2,499

	株主資本		評価・換算差額等	純資産計
	自己株式	株主資本合計	その他有価証券評価差額金	
平成27年1月1日残高	△2,936	36,837	1,406	38,244
(当期変動額)				
剰余金の配当	-	△627	-	△627
資本準備金の取崩	-	-	-	-
圧縮記帳積立金の取崩	-	-	-	-
当期純利益	-	750	-	750
自己株式の取得	△710	△710	-	△710
自己株式の処分	0	0	-	0
自己株式の消却	419	-	-	-
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	-	-	751	751
当期変動額合計	△290	△587	751	163
平成27年12月31日残高	△3,227	36,250	2,157	38,407

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

# 個別注記表

(自平成27年1月1日 至平成27年12月31日)

## (重要な会計方針に係る事項に関する注記)

### 1. 資産の評価基準及び評価方法

#### 有価証券の評価基準及び評価方法

##### (1) 満期保有目的の債券

償却原価法（定額法）によっております。

##### (2) 子会社株式及び関連会社株式

移動平均法による原価法によっております。

##### (3) その他有価証券

###### 時価のあるもの

期末日の市場価格等に基づく時価法によっております。なお、評価差額は、全部純資産直入法により処理し、売却原価は、移動平均法により算定しております。

###### 時価のないもの

移動平均法による原価法によっております。

### 2. 固定資産の減価償却の方法

#### (1) 有形固定資産（リース資産を除く）

定率法（平成10年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）については定額法）によっております。ただし、当社が(株)関西インフライトケイタリングへ賃貸中の資産（建物・構築物）については、定額法によっております。なお、耐用年数及び残存価額については、法人税法に規定する方法と同一の基準によっております。

#### (2) 無形固定資産（リース資産を除く）

定額法によっております。なお、耐用年数については、法人税法に規定する方法と同一の基準によっております。ただし、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。

#### (3) リース資産

主として、リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。なお、所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が平成20年12月31日以前のリース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。

### 3. 引当金の計上基準

#### (1) 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

#### (2) 投資損失引当金

関係会社への投資に対する損失に備えるため、当該会社の財政状態を勘案し、所要額を計上しております。

#### (3) 賞与引当金

従業員に対する賞与の支給に備えるため、支給見込額に基づき計上しております。

#### (4) 役員賞与引当金

役員に対する賞与の支給に備えるため、支給見込額に基づき計上しております。

#### (5) 株主優待費用引当金

株主優待券の利用による費用負担に備えるため、株主優待券の利用実績等を基礎に、当事業年度末において将来利用されると見込まれる株主優待券に対する所要額を計上しております。

#### (6) 株式給付費用引当金

従業員に対する将来の当社株式の給付に備えるため、株式給付規程に基づき、従業員に割り当てられたポイントに応じた株式の給付見込額を基礎として計上しております。

### 4. その他計算書類作成のための基本となる重要な事項

#### (1) 外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算の基準

外貨建金銭債権債務は、期末日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

#### (2) 消費税等の会計処理の方法

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式を採用しております。

#### (3) 連結納税制度の適用

連結納税制度を適用しております。

### (貸借対照表に関する注記)

1. 有形固定資産の減価償却累計額 10,297百万円
2. 関係会社株式  
関係会社株式は、投資損失引当金955百万円を控除して表示しております。
3. 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務  
関係会社に対する金銭債権及び金銭債務で、区分掲記されたもの以外は次のとおりであります。

短期金銭債権総額	330百万円、	長期金銭債権総額	100百万円
短期金銭債務総額	6,847百万円、	長期金銭債務総額	48百万円
4. 偶発債務  
当社は、関係会社であるロイヤル空港高速フードサービス(株)及びアールエヌティーホテルズ(株)の一部の建物の賃貸借契約にかかる賃借料等について支払保証を行っております。なお、当事業年度末における賃貸借契約の残存契約年数は最も長いもので8年であり、月額賃借料総額は62百万円であります。

### (損益計算書に関する注記)

1. 関係会社との取引高  
関係会社との取引で、区分掲記されたもの以外は次のとおりであります。

営業取引高	
営業収入	149百万円
販売費及び一般管理費	1,617百万円
営業取引以外の取引高	173百万円 (注)

(注) 固定資産の購入、利息の受取及び支払などであります。
2. 「関係会社受取ロイヤリティ」(営業収入)  
「関係会社受取ロイヤリティ」は、関係会社と締結したマネジメント契約等に基づく、事業ノウハウの提供、継続的経営指導、商標の使用許諾、間接業務の提供などの対価であります。

## (株主資本等変動計算書に関する注記)

自己株式の数に関する事項

単位：株

株式の種類	当事業年度期首 の株式数	当事業年度 増加株式数	当事業年度 減少株式数	当事業年度末 の株式数
普通株式	2,239,776	300,579	300,100	2,240,255

- (注) 1. 自己株式の株式数には、従業員インセンティブ・プラン「株式給付信託 (J-E S O P)」制度の信託財産として、資産管理サービス信託銀行株式会社 (信託 E □) が所有する当社株式 (当事業年度期首640,000株、当事業年度末639,900株) が含まれております。
2. 自己株式の株式数の増加300,579株は、取締役会決議に基づく自己株式の取得による増加300,000株、単元未満株式の買取りによる増加579株であります。
3. 自己株式の株式数の減少300,100株は、取締役会決議に基づく自己株式の消却による減少300,000株、従業員インセンティブ・プラン「株式給付信託 (J-E S O P)」制度に基づく従業員への給付による減少100株であります。

## (税効果会計に関する注記)

繰延税金資産及び繰延税金負債の主な発生原因別の内訳は、次のとおりであります。

### 繰延税金資産

税務上の繰越欠損金	160百万円
関係会社株式評価損等	2,415百万円
減損損失	736百万円
投資有価証券評価損	280百万円
土地評価損	167百万円
その他	1,137百万円
繰延税金資産小計	4,898百万円
評価性引当額	△4,650百万円
繰延税金資産合計	247百万円

### 繰延税金負債

その他有価証券評価差額金	△365百万円
資産除去債務対応費用	△18百万円
その他	△14百万円
繰延税金負債合計	△398百万円
繰延税金負債の純額	△150百万円

招集、通知

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告書

株主総会参考書類

(関連当事者との取引に関する注記)

関連会社等

種類	会社等の名称	所在地	資本金又は出資金(百万円)	事業の内容	議決権等の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容		取引金額(百万円)	科目	期末残高(百万円)
子会社	ロイヤル(株)	福岡市博多区	100	食品事業 その他(食品販売事業)	100.0%(—%)	資金貸借、工場賃貸、従業員の兼任、等	注1	預り金の返済	187	預り金	4,446
								預り金利息の支払	2	—	—
	ロイヤルホスト(株)	東京都世田谷区	100	外食事業	100.0%(—%)	資金貸借、店舗賃貸、従業員の兼任、等	注2	ロイヤリティの受取	752	—	—
							注3	貸付の実行 貸付金の回収	195 500	関係会社短期貸付金 関係会社長期貸付金	2,330 1,050
							注4	貸付金利息の受取	20	—	—
								敷金見合利息の受取	67	—	—
	機テコレーション	東京都台東区	100	外食事業	100.0%(—%)	資金貸借、従業員の兼任、等	注3	貸付の実行 貸付金の回収	84 125	関係会社短期貸付金	3,140
								貸付金利息の受取	13	—	—
	ロイヤル空港高速フードサービス(株)	東京都世田谷区	100	コントラクト事業	100.0%(—%)	資金貸借、賃借料等の支払保証、従業員の兼任、等	注5	賃借料等の支払保証	—	—	—
	機関西インフライトケイタリング	大阪府泉南市	100	機内食事業	100.0%(—%)	資金貸借、工場賃貸、従業員の兼任、等	注1	預り金の返済	213	預り金	321
							預り金利息の支払	0	—	—	
福岡インフライトケイタリング(株)	福岡市博多区	385	機内食事業	100.0%(—%)	資金貸借、工場賃貸、従業員の兼任、等	注1	預り金の返済	272	預り金	676	
							預り金利息の支払	0	—	—	
アールエヌティーホテルズ(株)	東京都世田谷区	100	ホテル事業	92.0%(—%)	資金貸借、賃借料等の支払保証、従業員の兼任、等	注1	短期資金の預り	483	預り金	1,190	
						注5	預り金利息の支払	0	—	—	
							賃借料等の支払保証	—	—	—	
ロイヤルマネジメント(株)	東京都世田谷区	100	全社(共通) (グループ会社への 間接業務の提供)	100.0%(—%)	資金貸借、間接業務の委託、従業員の兼任、等	注6	業務委託料の支払	1,580	—	—	

取引条件及び取引条件の決定方針等

- (注1) 預り金は、グループ内資金管理のためのキャッシュマネジメントシステムによる預り金であり、利率は市場金利を勘案して合理的に決定しております。
- (注2) ロイヤリティは、マネジメント契約等に基づく、事業ノウハウの提供、継続的経営指導、商標の使用許諾、間接業務の提供などの対価であり、每期交渉の上決定しております。
- (注3) 貸付金利率は、市場金利を勘案して合理的に決定しております。
- (注4) 敷金見合利息(当社が子会社へ転貸している不動産にかかる当社の敷金調達利息相当の子会社からの受入れ)の利率は、市場金利を勘案して合理的に決定しております。



- (注5) 賃借料等の支払保証は、ロイヤル空港高速フードサービス(株)及びアールエヌティーホテルズ(株)の一部の建物賃貸借契約にかかる賃借料等の支払保証であり、当事業年度末における賃貸借契約の残存契約年数は最も長いもので8年であり、月額賃借料総額は62百万円であります。
- (注6) 業務委託料は、業務委託契約に基づき、当社がロイヤルマネジメント(株)に委託する、自社または子会社の間接業務などの対価であり、毎期交渉の上決定しております。

### 役員及び個人主要株主等

種類	会社等の名称 又は氏名	所在地	資本金 又は 出資金 (百万円)	事業の内容 又は職業	議決権等 の所有 (被所有) 割合	関連当 事者との 関係	取引の内容		取引 金額 (百万円)	科 目	期末 残高 (百万円)
役員及び その近親者	久保田 勇夫	—	—	㈱西日本シティ銀行 代表取締役	— (—%)	資金借入	注1	資金の借入	200	1年内返済予定の 長期借入金 長期借入金	365
								借入金の返済	470		1,040
								借入金利息の支払	9		未払費用
役員及び その近親者 が議決権 の過半数 を有して いる会社 (当該会社 の子会社 を含む)	キルロイ興産(株) 注2	福岡市 博多区	62	不動産業等	—% (直接 7.4%)	自己株式取得	注3	自己株式の取得	709	—	—

#### 取引条件及び取引条件の決定方針等

- (注1) 当社監査役久保田康史氏の近親者久保田勇夫氏が第三者（㈱西日本シティ銀行）の代表者として行った第三者のための取引であり、借入金利率は市場金利を勘案して合理的に決定しております。
- (注2) 当社取締役富永真理氏及びその近親者が100%を直接保有している会社であります。
- (注3) 自己株式の取得は、東京証券取引所の自己株式立会外買付取引（T o S T N e T - 3）により取得しており、取引金額は取引前日の終値（最終特別気配を含む）によるものであります。

注) 上記金額のうち取引金額は消費税等を含んでおりません。

#### (1株当たり情報に関する注記)

1. 1株当たり純資産額 1,003.76円
2. 1株当たり当期純利益金額 19.46円

(注) 1株当たり純資産額の算定に用いられた期末の普通株式の数及び1株当たり当期純利益金額の算定上の基礎となる普通株式の期中平均株式数については、従業員インセンティブ・プラン「株式給付信託（J-E S O P）」制度の信託財産として、資産管理サービス信託銀行株式会社（信託E口）が所有している当社株式を控除対象の自己株式に含めて算定しております。

### **(重要な後発事象に関する注記)**

該当事項はありません。

### **(連結配当規制適用会社に関する注記)**

当社は、連結配当規制の適用会社であります。

### **(その他の注記)**

当社は、平成25年5月28日開催の取締役会決議に基づき、従業員インセンティブ・プラン「株式給付信託（J-E S O P）」制度（以下、「本制度」という。）を平成25年7月1日より導入しております。本制度は、予め当社が定めた株式給付規程に基づき、一定の要件を満たした当社グループの従業員（連結子会社の一部の役員を含む。以下同じ。）に対して当社株式を給付する仕組みであります。当社グループの従業員に対して給付する株式については、予め設定した信託（以下、「本信託」という。）により将来分も含めて取得し、信託財産として分別管理しております。

本信託に関する会計処理については、経済的実態を重視する観点から、当社と本信託は一体であるとする会計処理を採用しており、本信託の資産及び負債並びに費用及び収益については、当社の貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書に含めて計上しております。従いまして、本信託が所有する当社株式は、貸借対照表の純資産の部及び株主資本等変動計算書において自己株式として表示しております。なお、当事業年度末日（平成27年12月31日）現在において、本信託が所有する当社株式の帳簿価額は989百万円、株式数は639,900株であります。

## 連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書 謄本

## 独立監査人の監査報告書

平成28年2月10日

ロイヤルホールディングス株式会社  
取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ

指定有限責任社員 公認会計士 羽 鳥 良 彰 ㊞  
業務執行社員指定有限責任社員 公認会計士 京 嶋 清兵衛 ㊞  
業務執行社員

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、ロイヤルホールディングス株式会社の平成27年1月1日から平成27年12月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

## 連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

## 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

## 監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ロイヤルホールディングス株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

## 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

# 会計監査人の監査報告書 謄本

## 独立監査人の監査報告書

平成28年2月10日

ロイヤルホールディングス株式会社  
取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ

指定有限責任社員 公認会計士 羽 鳥 良 彰 ㊞  
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 京 嶋 清兵衛 ㊞  
業務執行社員

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、ロイヤルホールディングス株式会社の平成27年1月1日から平成27年12月31日までの第67期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

### 計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### 監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

## 監査報告書

当監査役会は、平成27年1月1日から平成27年12月31日までの第67期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の結果、監査役全員の一致した意見として、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

### 1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、当期の監査方針、監査計画等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査基準に準拠し、監査の方針、監査計画等に従い、取締役、内部監査部その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
  - ①取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び内部監査部等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
  - ②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、監査役会が定めた内部統制システムに係る監査の実施基準に準拠し、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
  - ③会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

## 2. 監査の結果

### (1) 事業報告等の監査結果

- ①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実  
は認められません。
- ③内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該  
内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、  
指摘すべき事項は認められません。

### (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めま  
す。

### (3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めま  
す。

平成28年2月12日

ロイヤルホールディングス株式会社 監査役会

常勤監査役 浦 一 馬 ㊟

常勤監査役 小 村 吾 郎 ㊟

社外監査役 久保田 康 史 ㊟

社外監査役 渡 辺 佳 夫 ㊟

以 上

# 株主総会参考書類

招集通知

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告書

株主総会参考書類

## 議案および参考事項

### 第1号議案 剰余金の処分の件

剰余金の処分につきましては、以下のとおりといたしたいと存じます。

#### 期末配当に関する事項

当社では、株主の皆様への長期的かつ安定的な配当を株主還元の基本方針としております。また、内部留保資金を確保しつつ、業績と連動した株主配当を継続的に実施してまいります。なお、配当性向につきましては、中期経営計画「Fly to 2017」において、連結当期純利益を基準に30%を目安としております。

これらの配当方針の下、諸情勢を勘案し、当期の期末配当につきましては、前期に比べ1株につき4円増配し、以下のとおりとさせていただきたいと存じます。

(1) 株主に対する配当財産の割当てに関する事項およびその総額

当社普通株式1株につき金20円 総額778,076,680円

(2) 剰余金の配当が効力を生じる日

平成28年3月30日

## 第2号議案 定款一部変更の件

### 1. 変更の理由

- (1)「会社法の一部を改正する法律」(平成26年法律第90号)が平成27年5月1日に施行されたことに伴い、新たな機関設計として監査等委員会設置会社制度が導入されました。つきましては、当社は、取締役会の監督機能の強化によるコーポレート・ガバナンスの充実の観点から、監査役会設置会社から監査等委員会設置会社へ移行することといたしたく、監査等委員会設置会社への移行に必要な、監査等委員である取締役および監査等委員会に関する規定の新設ならびに監査役および監査役会に関する規定の削除等の変更を行うものであります。
- (2)株主総会の運営について柔軟な対応を可能とするため、株主総会の招集権者および議長を取締役会長または取締役社長にいたしたく、現行定款第16条を変更案第16条のとおり、変更するものであります。
- (3)会社法の改正により、責任限定契約を締結することができる役員等の範囲が変更されたことに伴い、今後も取締役として有用な人材の招聘を継続的に行うことを目的として、業務執行取締役等以外の取締役との間で責任限定契約を締結することを可能とするため、現行定款第30条第2項を変更案第31条第2項のとおり変更するものであります。なお、変更案第31条第2項の変更につきましては、各監査役の同意を得ております。
- (4)その他、上記の各変更に伴う字句の修正等所要の変更を行うものであります。

### 2. 変更の内容

変更内容は以下のとおりであります。

なお、本議案にかかる定款変更は、本総会の終結の時をもって、効力を生じるものとします。

(下線部分に変更箇所を示します。)

現 行 定 款	変 更 案
<b>第1章 総 則</b> <b>第1条～第3条</b> (条文省略)	<b>第1章 総 則</b> <b>第1条～第3条</b> (現行どおり)
<b>(機関)</b> <b>第4条</b> 当社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。 <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 取締役会</li> <li>2. 監査役</li> <li>3. 監査役会</li> </ol>	<b>(機関)</b> <b>第4条</b> 当社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。 <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 取締役会</li> <li>2. <u>監査等委員会</u></li> </ol> (削 除)



現 行 定 款	変 更 案
<p>4. 会計監査人</p> <p>第5条 (条文省略)</p> <p>第2章 株 式</p> <p>第6条～第13条 (条文省略)</p> <p>第3章 株主総会</p> <p>第14条～第15条 (条文省略)</p> <p>(招集権者及び議長)</p> <p>第16条 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議に基づき、取締役社長がこれを招集し、その議長となる。</p> <p>② 取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により他の取締役がこれに当たる。</p> <p>第17条～第19条 (条文省略)</p> <p>第4章 取締役及び取締役会</p> <p>(取締役の員数)</p> <p>第20条 当社の取締役は、10名以内とする。</p> <p>(新 設)</p> <p>(取締役の選任)</p> <p>第21条 取締役は、株主総会においてこれを選任する。</p> <p>② (条文省略)</p> <p>③ (条文省略)</p>	<p>3. 会計監査人</p> <p>第5条 (現行どおり)</p> <p>第2章 株 式</p> <p>第6条～第13条 (現行どおり)</p> <p>第3章 株主総会</p> <p>第14条～第15条 (現行どおり)</p> <p>(招集権者及び議長)</p> <p>第16条 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議に基づき、<u>取締役会長または取締役社長</u>がこれを招集し、その議長となる。</p> <p>② 取締役会長及び取締役社長のいずれにも事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により他の取締役がこれに当たる。</p> <p>第17条～第19条 (現行どおり)</p> <p>第4章 取締役及び取締役会</p> <p>(取締役の員数)</p> <p>第20条 当社の取締役(監査等委員である取締役を除く。)は、10名以内とする。</p> <p>② <u>当社の監査等委員である取締役は、5名以内とする。</u></p> <p>(取締役の選任)</p> <p>第21条 取締役は、<u>監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会においてこれを選任する。</u></p> <p>② (現行どおり)</p> <p>③ (現行どおり)</p>

招集  
通知

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告書

株主総会参考書類

現 行 定 款	変 更 案
<p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p> <p><b>(取締役の任期)</b>  <b>第22条</b> 取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p> <p><b>(代表取締役及び役付取締役)</b>  <b>第23条</b> 取締役会は、その決議によって代表取締役を選定する。</p> <p>② 取締役会は、その決議によって取締役会長、取締役副会長、取締役社長各1名、取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を選定することができる。</p> <p><b>第24条</b> (条文省略)</p> <p>(新 設)</p>	<p>④ 当社は、会社法第329条第3項により法令に定める監査等委員である取締役の員数を欠くことになる場合に備え、株主総会において補欠の監査等委員である取締役を選任することができる。</p> <p>⑤ 前項の補欠の監査等委員である取締役の選任決議が効力を有する期間は、当該決議によって短縮されない限り、当該決議後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとする。</p> <p><b>(取締役の任期)</b>  <b>第22条</b> 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p>② 監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p>③ 任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期が満了する時までとする。</p> <p><b>(代表取締役及び役付取締役)</b>  <b>第23条</b> 取締役会は、その決議によって取締役（監査等委員である取締役を除く。）の中から代表取締役を選定する。</p> <p>② 取締役会は、その決議によって取締役（監査等委員である取締役を除く。）の中から取締役会長、取締役社長各1名、取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を選定することができる。</p> <p><b>第24条</b> (現行どおり)</p> <p><b>(取締役への重要な業務執行の決定の委任)</b>  <b>第25条</b> 当社は、会社法第399条の13第6項の規定により、取締役会の決議によって、重要な業務執行（同条第5項各号に掲げる事項を除く。）の決定の全部又は一部を取締役に委任することができる。</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p><b>第25条</b> (条文省略)</p> <p>(取締役会の招集通知)</p> <p><b>第26条</b> 取締役会の招集通知は、各取締役及び各監査役に対して会日の3日前までに発するものとする。但し、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>② 取締役及び監査役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。</p> <p><b>第27条～第28条</b> (条文省略)</p> <p>(取締役の報酬等)</p> <p><b>第29条</b> 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下、「報酬等」という。）は、株主総会の決議によってこれを定める。</p> <p>(取締役の責任免除)</p> <p><b>第30条</b> (条文省略)</p> <p>② 当会社は、会社法第427条第1項の規定により、社外取締役との間に、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。但し、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令が定める最低責任限度額とする。</p> <p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p>	<p><b>第26条</b> (現行どおり)</p> <p>(取締役会の招集通知)</p> <p><b>第27条</b> 取締役会の招集通知は、各取締役に対して会日の3日前までに発するものとする。但し、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>② 取締役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。</p> <p><b>第28条～第29条</b> (現行どおり)</p> <p>(取締役の報酬等)</p> <p><b>第30条</b> 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下、「報酬等」という。）は、<u>監査等委員である取締役の報酬等とそれ以外の取締役の報酬等とを区別して</u>、株主総会の決議によってこれを定める。</p> <p>(取締役の責任免除)</p> <p><b>第31条</b> (現行どおり)</p> <p>② 当会社は、会社法第427条第1項の規定により、取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）との間に、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。但し、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令が定める最低責任限度額とする。</p> <p><b>第5章 監査等委員会</b></p> <p>(監査等委員会)</p> <p><b>第32条</b> <u>監査等委員会は、法令に定めのある事項を決定するほか、その職務遂行のために必要な権限を行使する。</u></p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p>	<p><b>(常勤の監査等委員)</b>  <b>第33条</b> 監査等委員会は、その決議によって常勤の監査等委員を選定することができる。</p> <p><b>(監査等委員会の招集通知)</b>  <b>第34条</b> 監査等委員会の招集通知は、各監査等委員に対して会日の3日前までに発するものとする。但し、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。  ② 監査等委員全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査等委員会を開催することができる。</p> <p><b>(監査等委員会規程)</b>  <b>第35条</b> 監査等委員会に関する事項は、法令又は本定款に定めのあるもののほか、監査等委員会において定める監査等委員会規程による。</p>
<p><b>第5章 監査役及び監査役会</b></p> <p><b>(監査役の数)</b>  <b>第31条</b> 当社の監査役は、5名以内とする。</p> <p><b>(監査役の選任)</b>  <b>第32条</b> 監査役は、株主総会においてこれを選任する。  ② 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</p> <p><b>(補欠監査役の選任)</b>  <b>第33条</b> 当社は法令に定める監査役の員数を欠いた場合に備えて、株主総会において監査役の補欠者（以下、「補欠監査役」という。）をあらかじめ選任することができる。  ② 補欠監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。  ③ 補欠監査役の予選に係る決議の効力は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとする。</p>	<p>(削 除)</p> <p>(削 除)</p> <p>(削 除)</p> <p>(削 除)</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p><b>(監査役の任期)</b>  <b>第34条</b> 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。  ② 任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。  ③ 前条第1項の規定により選任された補欠監査役が監査役に就任した場合、その監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。</p>	(削 除)
<p><b>(常勤の監査役)</b>  <b>第35条</b> 監査役会は、その決議によって常勤の監査役を選定する。</p>	(削 除)
<p><b>(監査役会の招集通知)</b>  <b>第36条</b> 監査役会の招集通知は、各監査役に対して会日の3日前までに発するものとする。但し、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。  ② 監査役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査役会を開催することができる。</p>	(削 除)
<p><b>(監査役会規程)</b>  <b>第37条</b> 監査役会に関する事項は、法令又は本定款に定めのあるもののほか、監査役会において定める監査役会規程による。</p>	(削 除)
<p><b>(監査役の報酬等)</b>  <b>第38条</b> 監査役の報酬等は、株主総会の決議によってこれを定める。</p>	(削 除)
<p><b>(監査役の責任免除)</b>  <b>第39条</b> 当社は、会社法第426条第1項の規定により、取締役会の決議をもって、同法第423条第1項の監査役（監査役であった者を含む。）の任務を怠ったことによる損害賠償責任を、法令が定める限度において免除することができる。</p>	(削 除)

招集通知

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告書

株主総会参考書類

現 行 定 款	変 更 案
<p>② 当社は、会社法第427条第1項の規定により、社外監査役との間に、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。但し、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令が定める最低責任限度額とする。</p> <p style="text-align: center;"><b>第6章 会計監査人</b></p> <p><b>第40条～第41条</b> (条文省略)</p> <p style="text-align: center;"><b>第7章 計 算</b></p> <p><b>第42条～第44条</b> (条文省略)</p> <p style="text-align: center;">(新 設)</p> <p style="text-align: center;">(新 設)</p> <p style="text-align: center;">(新 設)</p>	<p style="text-align: center;"><b>第6章 会計監査人</b></p> <p><b>第36条～第37条</b> (現行どおり)</p> <p style="text-align: center;"><b>第7章 計 算</b></p> <p><b>第38条～第40条</b> (現行どおり)</p> <p><b>附則</b></p> <p><b>(取締役の責任免除に関する経過措置)</b></p> <p><b>第1条</b> 当社は、平成28年3月開催の第67期定時株主総会終結前の行為に関する会社法第423条第1項に定める取締役(取締役であった者を含む。)の損害賠償責任を、各監査等委員の同意を得て、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。</p> <p><b>(監査役の責任免除に関する経過措置)</b></p> <p><b>第2条</b> 当社は、平成28年3月開催の第67期定時株主総会終結前の行為に関する監査役(監査役であった者を含む。)の会社法第423条第1項の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。</p> <p>② 平成28年3月開催の第67期定時株主総会終結前の監査役(監査役であった者を含む。)の行為に関する会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約については、なお、同定時株主総会の決議による変更前の定款第39条第2項の定めるところによる。</p>

**第3号議案** 取締役（監査等委員である取締役を除く。）7名選任の件

取締役全員（8名）は本総会終結の時をもって、任期満了により退任となります。また、第2号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力が生じた時をもって、当社は監査等委員会設置会社へ移行いたします。つきましては、監査等委員会設置会社へ移行後の取締役（監査等委員である取締役を除く。）7名の選任をお願いするものであります。

本議案に係る決議は、第2号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものとします。

取締役（監査等委員である取締役を除く。）候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する当社株式の数
1	菊地唯夫 (昭和40年12月4日生)	昭和63年4月 (株)日本債券信用銀行（現(株)あおぞら銀行）入行 平成9年6月 同行秘書室秘書役 平成12年2月 ドイツ証券会社東京支店入社 平成15年4月 同社投資銀行本部ディレクター 平成16年4月 当社入社執行役員総合企画部長兼法務室長 平成19年3月 当社取締役総合企画部長兼法務部長兼グループマネジメント部長 平成20年11月 当社取締役事業統括本部副本部長（財務・経営計画担当）兼総合企画部長兼法務部長 平成21年5月 当社取締役管理本部長兼総合企画部長兼法務部長 平成21年10月 当社取締役管理本部長 平成22年3月 当社代表取締役社長（現任）	3,400株
2	矢崎精二 (昭和26年1月25日生)	昭和49年4月 当社入社 平成2年7月 当社ロイヤルホスト矢崎事業部長 平成14年2月 当社業務執行役員専門レストラン事業部長 平成16年2月 当社業務執行役員空港レストラン事業部長 平成17年7月 ロイヤル空港レストラン(株)（現ロイヤル空港高速フードサービス(株)）代表取締役社長 平成20年11月 当社高速道路カンパニープレジデント 平成22年3月 当社取締役高速道路カンパニープレジデント 平成23年1月 当社取締役 ロイヤルホスト(株)代表取締役社長（現任） 平成23年3月 当社常務取締役 平成25年3月 当社専務取締役（現任） (重要な兼職の状況) ロイヤルホスト(株)代表取締役社長	5,400株

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する当社株式の数
3	野々村 彰人 (昭和30年4月14日生)	昭和53年4月 当社入社 (平成11年7月退社) 平成8年4月 当社アベティート部長代行 平成16年11月 アールアンドケーフードサービス(株)営業部長 平成17年12月 同社代表取締役社長 平成23年3月 当社取締役 (現任)	4,300株
4	黒須 康宏 (昭和33年10月10日生)	昭和57年6月 当社入社 平成17年12月 アールアンドケーフードサービス(株)取締役管理部長 平成20年11月 当社事業統括本部営業推進部営業推進役 平成21年1月 アールアンドケーフードサービス(株)取締役企画業務部長 平成22年4月 当社管理本部副本部長 平成23年1月 ロイヤルホスト(株)取締役副社長 平成23年3月 当社取締役 (現任)	1,500株
5	木村 公篤 (昭和33年8月19日生)	昭和57年4月 ソニー(株)入社 昭和63年1月 三井信託銀行(株) (現三井住友信託銀行(株)) 入行 平成元年6月 (株)日本債券信用銀行 (現(株)あおぞら銀行) 入行 平成17年2月 同行経理部長 平成18年4月 ロイヤルマネジメント(株)取締役副社長 平成19年1月 当社執行役員経理部長 平成23年3月 当社取締役経理部長 平成25年1月 当社取締役財務企画部長 (現任)	6,700株
6	貴堂 聡 (昭和37年2月4日生)	昭和59年4月 (株)日本債券信用銀行 (現(株)あおぞら銀行) 入行 平成17年4月 当社入社 平成20年10月 ロイヤルマネジメント(株)代表取締役社長 平成22年4月 アールアンドケーフードサービス(株)取締役管理部長 平成23年1月 当社管理本部長 平成24年1月 当社執行役員戦略企画部長 平成25年3月 当社取締役経営企画部長 (現任)	1,200株



候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する当社株式の数
7	とみなが まり 富永真理 (昭和27年7月6日生)	昭和51年9月 当社入社(昭和57年4月退社) 昭和62年2月 当社入社 平成2年3月 当社取締役(平成10年6月辞任) 平成10年7月 当社業務執行役員エアーケイタリング部長 平成15年3月 当社取締役 平成20年3月 当社常勤監査役 平成24年3月 当社取締役相談役(現任) (重要な兼職の状況) 公益財団法人江頭ホスピタリティ事業振興財団専務理事	216,000株

- (注) 1. 候補者と当社との間には、特別な利害関係はありません。  
2. 第2号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決され、富永真理氏が原案どおり選任された場合には、当社定款および会社法第427条第1項の規定に基づき、会社法第423条第1項に定める賠償責任を法令が定める額に限定する契約を締結する予定であります。

招集通知

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告書

株主総会参考書類

#### 第4号議案 監査等委員である取締役4名選任の件

当社は、第2号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力が生じた時をもって、監査等委員会設置会社となりますので、監査等委員である取締役4名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案につきましては、監査役会の同意を得ております。

本議案は、第2号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されることを条件として付議されるものとし、かつ、第2号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として、その決議の効力が生じるものとします。

監査等委員である取締役の候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する当社株式の数
1	浦 かず馬 (昭和28年12月25日生)	昭和52年4月 当社入社 平成14年2月 当社経理部長 平成16年4月 当社業務執行役員財務経理部長 平成16年10月 当社業務執行役員財務部長 平成17年3月 当社常勤監査役(現任)	0株
2	久保田 康史 (昭和21年2月5日生)	昭和43年4月 最高裁判所司法研修所入所 昭和45年3月 最高裁判所司法研修所修了 昭和45年4月 弁護士登録 東京弁護士会入会 明舟法律事務所入所 昭和55年4月 霞ヶ関総合法律事務所設立 同事務所パートナー弁護士(現任) 平成25年3月 当社監査役(現任) (重要な兼職の状況) 霞ヶ関総合法律事務所パートナー弁護士	0株
3	渡辺 佳夫 (昭和24年4月14日生)	昭和48年4月 (株)日本興業銀行(現(株)みずほ銀行) 入行 平成11年6月 同行東京営業第二部長 平成14年4月 (株)みずほ銀行執行役員福岡支店長 平成15年6月 東光電気工事(株)執行役員 平成20年6月 同社専務取締役 平成24年6月 同社常勤監査役 平成26年3月 当社監査役(現任) 平成26年7月 神島化学工業(株)社外監査役(現任) (重要な兼職の状況) 神島化学工業(株)社外監査役	0株

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する当社株式の数
4	たかみね まさお 高峰 正雄 (昭和35年1月9日生)	昭和57年4月 Peat Marwick Mitchell & Co 東京事務所 監査部門入所 昭和60年3月 公認会計士登録 平成4年1月 税理士登録 平成10年6月 KPMG BRM(株)常務取締役横浜事務所所長 平成14年1月 同社代表取締役社長(平成25年11月退任) 平成26年1月 公認会計士・税理士 高峰正雄事務所 設立 同事務所代表(現任) 平成26年6月 ミツミ電機(株)社外取締役(現任) (重要な兼職の状況) 公認会計士・税理士 高峰正雄事務所代表 ミツミ電機(株)社外取締役	0株

- (注) 1. 候補者と当社との間には、特別な利害関係はありません。
2. 第2号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決され、浦一馬、久保田康史、渡辺佳夫および高峰正雄の各氏が監査等委員である取締役に選任された場合には、当社定款および会社法第427条第1項の規定に基づき、会社法第423条第1項に定める賠償責任を法令が定める額に限定する契約を締結する予定であります。
3. 久保田康史、渡辺佳夫および高峰正雄の各氏は社外取締役候補者であります。社外取締役候補者に関する特記事項は以下のとおりであります。
- (1) 社外取締役候補者とする理由
- 久保田康史氏は、当社社外監査役としての経験および弁護士としての専門知識や見識等に基づき、当社の経営全般において適切な提言をいただくことを期待して社外取締役候補者いたしました。また、その知識や見識等から、社外取締役としての職務を適切に遂行していただけるものと判断しております。
- 渡辺佳夫氏は、当社社外監査役としての経験および(株)みずほ銀行などでの経験と幅広い見識等に基づき、当社の経営全般において適切な提言をいただくことを期待して社外取締役候補者いたしました。
- 高峰正雄氏は、公認会計士および税理士としての財務および会計に関する豊富な専門知識と経験等に基づき、当社の経営全般において適切な提言をいただくことを期待して社外取締役候補者いたしました。
- (2) 当社は、久保田康史氏を東京証券取引所および福岡証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、両取引所に届け出ておりますが、同氏が原案どおり選任された場合、引き続き独立役員として指定する予定です。
- (3) 当社は、渡辺佳夫および高峰正雄の両氏が原案どおり選任された場合、両氏を東京証券取引所および福岡証券取引所の定めに基づく独立役員として指定する予定です。

### **第5号議案** 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬等の額決定の件

当社は、取締役の報酬等について、平成18年3月28日開催の第57期定時株主総会において、「年額2億円以内と定めた固定枠と、前営業年度の連結当期純利益の2.0%以内と定めた変動枠の合計額」と決議いただいておりますが、第2号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決された場合、当社は監査等委員会設置会社へ移行いたします。つきましては、会社法第361条第1項および第2項の定めに従い、現在の取締役の報酬枠に代えて、改めて監査等委員会設置会社へ移行した後の取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬等の額を、昨今の経済情勢等諸般の事情も考慮して、「年額2億円以内と定めた固定枠と、前事業年度の連結当期純利益の2.0%以内と定めた変動枠の合計額」とすること、および各取締役に対する具体的金額、支給の時期等の決定は、取締役会の決議によるものとさせていただきたいと存じます。

また、この報酬等には、使用人兼務取締役の使用人分の給与は含まないものといたします。

現在の取締役は8名（内、社外取締役1名）であります。第2号議案「定款一部変更の件」および第3号議案「取締役（監査等委員である取締役を除く。）7名選任の件」が原案どおり承認可決された場合、監査等委員でない取締役の員数は7名となります。

なお、本議案に係る決議は、第2号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力の発生を条件として、効力を生じるものとします。

### **第6号議案** 監査等委員である取締役の報酬等の額決定の件

当社は、監査役の報酬等について、平成17年3月25日開催の第56期定時株主総会において、年額4,000万円以内と決議いただいておりますが、第2号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決された場合、当社は監査等委員会設置会社へ移行いたします。つきましては、会社法第361条第1項および第2項の定めに従い、監査等委員会設置会社へ移行した後の監査等委員である取締役の報酬等の額を、監査等委員の職務と責任を考慮して、年額4,000万円以内とすること、および各監査等委員である取締役に対する具体的金額、支給の時期等の決定は、監査等委員である取締役の協議によるものとさせていただきたいと存じます。

第2号議案「定款一部変更の件」および第4号議案「監査等委員である取締役4名選任の件」が原案どおり承認可決された場合、監査等委員である取締役の員数は4名となります。

なお、本議案に係る決議は、第2号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力の発生を条件として、効力を生じるものとします。

以上



メ モ

A series of 20 horizontal dashed lines for writing.

# 株主総会会場ご案内図

1. 場所 福岡市博多区住吉一丁目2番82号 (〒812-0018)  
グランド・ハイアット・福岡 3階  
ザ・グランド・ボールルーム  
電話 (092)282-1234
2. 交通のご案内 福岡空港……………車で約20分  
西鉄福岡(天神)駅…徒歩約15分  
地下鉄中洲川端駅…徒歩約10分  
JR博多駅……………徒歩約10分



見やすいユニバーサルデザイン  
フォントを採用しています。